

国民保護業務計画

平成28年（2016年）

大阪広域水道企業団

目次

第1章 総則	1
第1節 国民保護法における大阪広域水道企業団の位置付け	1
第2節 業務計画の位置付け、目的	1
第3節 基本方針	2
第2章 平素の備え	3
第1節 活動体制の確保等	3
第2節 関係機関との連携	4
第3節 住民等への情報提供の備え	4
第4節 警報又は緊急通報等の伝達体制の整備	4
第5節 管理する施設等に関する備え	4
第6節 物資及び資材の備蓄等	5
第7節 訓練の実施	5
第3章 武力攻撃事態等における対処	6
第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応	6
第2節 大阪府国民保護対策本部等の設置に伴う対応	6
第3節 活動体制の確立	6
第4節 安全の確保	7
第5節 関係機関との連携	8
第6節 住民等への情報提供	8
第7節 警報又は避難措置の指示等の伝達	8
第8節 武力攻撃災害への対処措置等	9
第9節 N B C 攻撃による災害への対処措置等	11
第4章 復旧等	12
第1節 応急の復旧	12
第5章 緊急対処事態への対処	12
第1節 緊急対処事態への対処	12

第1章 総則

第1節 国民保護法における大阪広域水道企業団の位置付け

1 指定地方公共機関への指定

大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第2項の規定に基づき、大阪府知事（以下「府知事」という。）が平成26年7月22日付け災対第1516号で指定した指定地方公共機関である。

2 指定地方公共機関の責務

指定地方公共機関である企業団は、国民保護法第3条第3項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、同法で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を以下の通り実施する。

第2節 業務計画の位置付け、目的

1 業務計画の位置付け及び目的

(1) 企業団の国民の保護に関する業務計画（以下「業務計画」という。）は、国民保護法第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、企業団の業務に関し、大阪府区域において実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置について定める。

(2) 業務計画は、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び大阪府国民保護計画（平成18年1月作成。以下「府計画」という。）を基準として作成する。

2 業務計画に定める事項

業務計画には、国民保護法第36条第3項及び第182条第2項の規定に基づき、次の事項を定める。

- (1) 企業団が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) その他国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

3 業務計画の見直し、変更手続

(1) 業務計画については、適時内容についての検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、府知事に報告するとともに、ホームページ等において公表する。

- (2) 業務計画を変更するため必要があると認めるときは、府知事に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

第3節 基本方針

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護法その他の法令、基本指針、府計画及び業務計画に基づき、国及び地方公共団体並びにその他関係機関と相互に連携協力し、企業団が行う水道事業及び工業用水道事業（以下「企業団水道事業」という。）の業務に関し、国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期すものとし、次の事項に留意する。

1 関係機関との連携の確保

国民保護措置等の実施に関して、平素から関係機関との相互連携体制の整備に努めるものとする。

2 職員等の安全の確保

国民保護措置等の実施に当たっては、大阪府、関係市町村等の協力を得つつ、企業団の実施する国民保護措置等に従事する職員等の安全の確保に配慮するものとする。

3 住民等に対する情報提供

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、住民等に対し、インターネット等の広報手段を活用することにより、国民保護措置等に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法により提供するよう努めるものとする。

4 自主的判断

国民保護措置等の実施方法については、関係機関から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものとする。

5 既存の対応に基づく組織及び体制等の活用

武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対応については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いため、政府により武力攻撃事態及び緊急対処事態の認定に時間を要する場合は、既存の防災体制に基づく、組織及び体制等を活用するものとする。

6 府対策本部長による総合調整

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、大阪府に府国民保護対策本部等（以下「府対策本部」という。）が設置され、府対策本部長による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

第2章 平素の備え

第1節 活動体制の確保等

1 国民保護措置等の実施機能の確保

企業団は、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施が可能となるよう、施設及び庁舎並びにその周辺の巡視、点検、整備等を行うものとする。この場合において、次の事項に留意する。

- (1) 保有する危険物の管理、不審物対策等
- (2) 非常用予備発電設備、非常階段等の整備、非常用飲食物、仮眠設備の確保等

2 情報連絡体制の整備

(1) 緊急参集体制及び活動体制の整備

ア 武力攻撃事態等又は緊急処理事態が発生した場合に、国民保護措置等を円滑に実施する体制を迅速に確立するため、職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定めるものとする。

イ 職員は、交通の途絶、被災等により参集が困難な場合等も想定し、複数の参集経路、移動方法等を確認するものとする。

ウ 武力攻撃事態等が長期に及ぶ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するものとする。

(2) 通信体制の整備

ア 武力攻撃事態等又は緊急処理事態が発生した場合に、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するものとする。

イ 前記については、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても確実に通信が行えるよう配慮するものとする。

ウ 国民保護措置等の実施に必要な通信設備については、定期的に点検を実施するものとする。

(3) 情報収集及び連絡体制の整備

ア 企業団が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡方法、連絡ルート、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

イ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても連絡を確実にできるよう、連絡ルートの多重化、代行者の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

第2節 関係機関との連携

国及び地方公共団体並びにその他関係機関との間で、国民保護措置等の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 住民等への情報提供の備え

武力攻撃事態等において、ホームページ等の広報媒体を活用し、企業団水道事業における「施設の被害状況」、「送・配水状況」等の情報を住民等に対し、適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制を整備するものとする。

第4節 警報又は緊急通報等の伝達体制の整備

府知事から警報の内容、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合において、企業団内部における連絡方法、連絡ルート、連絡手順等の必要な事項について、あらかじめ定めるものとする。

第5節 管理する施設等に関する備え

企業団水道事業の施設及び設備が、武力攻撃災害により被害を受けた場合に迅速に応急の復旧を行うことができるよう、災害発生時の応急復旧体制及び資機材を活用しつつ、施設の機能確保に努めるものとする。

1 施設の機能確保

(1) 幹線の二重化、バイパス送水管等の整備

水の安定的な供給のため、幹線の二重化、バイパス送水管整備等に努めるものとする。

(2) 水道施設の巡視・点検・検査等

水道施設を常に技術上の基準に適合するように維持し、定期的に巡視点検を行うものとする。

(3) 連絡・通信設備の整備

情報連絡、報告等を迅速に行うとともに、水道施設の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備するものとする。

(4) 自家発電設備等の整備

常用電力の停電時においても防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備するものとする。

2 施設の安全確保

施設の安全を確保するため、固定カメラや機械警備センサーの設置など、送水系セキュリティ設備を活用して対応するものとする。なお、必要に応じて、関係機関に対し、施設の警備強化等安全確保のために必要な支援を求めるものとする。

第6節 物資及び資機材の備蓄等

武力攻撃事態等において、企業団が国民保護措置等を円滑に実施するために必要な物資及び資機材の備蓄については、大阪広域水道企業団事業継続計画に基づく防災用の備蓄物資及び資機材と相互に兼ねるものとする。

なお、備蓄物資及び資機材については、備蓄場所別に品目及び備蓄量を明確にするとともに、物資及び資機材の供給元の把握に努めるものとする。

第7節 訓練の実施

- 1 企業団は、国民保護措置等と防災のための措置について共通の措置がある場合には、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを連携させるよう努めるものとする。
- 2 訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど、実践的な訓練とするよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等の認定前における対応

政府による武力攻撃事態等の認定が行われる以前において、大阪府及び市町村等から、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊など（以下「武力攻撃災害の兆候」という。）についての情報提供があった場合、又は、大阪府が府計画に定める災害対策本部又は緊急テロ対策本部を設置したとの連絡があった場合、速やかに、企業団内部に情報伝達するとともに、必要に応じ、災害対策基本法等の関係法令に基づく初動措置を実施できる体制を構築する。

また、企業団職員が武力攻撃災害の兆候について把握した場合は、速やかに、関係機関に通報する。

第2節 府対策本部の設置に伴う対応

- 1 府対策本部が設置された場合は、府対策本部が府の区域内において総合的に行う国民保護措置の推進に協力するよう努めるものとする。
- 2 大阪府から府対策本部の設置について通知を受けたときは、第2章第4節に定めるところにより、企業団内部に迅速にその旨を周知する。

第3節 活動体制の確立

1 大阪広域水道企業団危機管理本部の設置等

- (1) 副企業長は、府対策本部が設置された場合には、企業団に、副企業長を長とする大阪広域水道企業団危機管理本部（以下「企業団危機管理本部」という。）を設置する。
- (2) 企業団危機管理本部を設置したときは、必要に応じて府対策本部及び関係市町村水道部局に連絡する。
- (3) 企業団危機管理本部は、企業団内部における国民保護措置などに関する調整、情報収集・集約、連絡及び企業団内での共有、広報その他必要な総括業務を実施する。
- (4) 業務計画に定めるもののほか、企業団危機管理本部の組織及び運営に関する事項については、大阪広域水道企業団危機管理対策要領に定めるところによるものとする。

2 大阪広域水道企業団現地対策本部の設置

- (1) 大阪広域水道企業団出先機関の所属長は、企業団に企業団危機管理本部が設置された場合には、大阪広域水道企業団現地対策本部（以下「企業団現地対策本部」という。）を設置する。
- (2) 企業団現地対策本部を設置したときは、その旨を企業団危機管理本部に連絡する。

3 緊急参集の実施

企業団は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じ、第2章第1節に定めるところにより、関係職員の緊急参集を行う。

4 情報連絡体制の確保

(1) 通信体制の確保

ア 大阪府から府対策本部の設置についての通知があった場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、情報伝達のために必要な通信手段を確保する。

イ 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるとともに、直ちに、府対策本部等に支障の状況を連絡する。

ウ 武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合においては、他の連絡手段により対応を行うとともに、速やかに応急の復旧を行う。

(2) 情報収集及び報告

ア 企業団危機管理本部及び企業団現地対策本部は、企業団が管理する施設等の被災状況、国民保護措置の実施状況等の情報について、迅速に収集・集約し、必要に応じて企業団危機管理本部から府対策本部に報告する。

イ 企業団危機管理本部は、府対策本部より武力攻撃災害の状況や国民保護措置の実施に当たって必要となる安全に関する情報等を収集するとともに、企業団内部において、当該情報の共有を図る。

5 大阪広域水道震災対策中央本部の設置

府内の水道施設が被害を受け、大阪府環境衛生課長から「大阪広域水道震災対策相互応援協定」を準用して、大阪広域水道震災対策中央本部（以下「震対中央本部」という。）の設置要請があった場合は、速やかに震対中央本部を設置するものとし、関係者と連携して給水体制の確立に努めるものとする。

第4節 安全の確保

1 武力攻撃等に関する情報の収集及び提供等

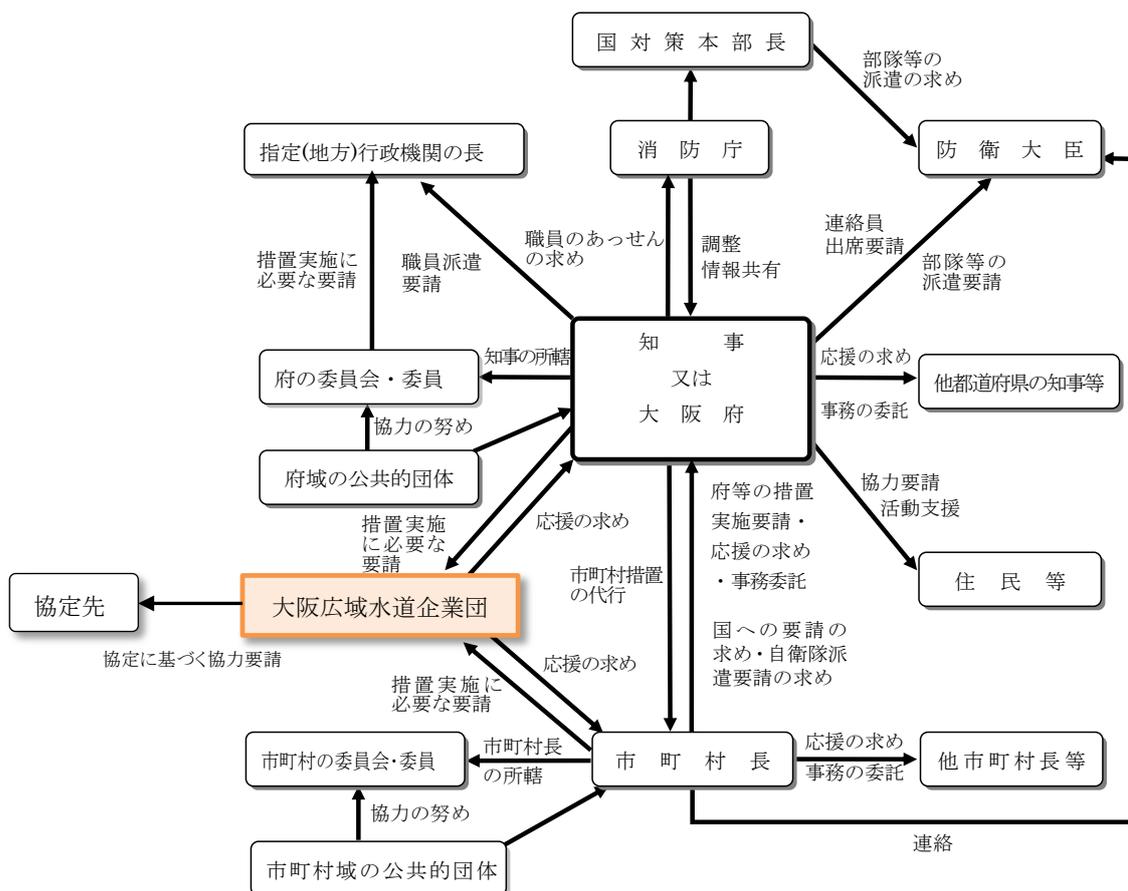
国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、大阪府又は市町村等から武力攻撃や武力攻撃災害の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、これらを活用し、企業団の実施する国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮する。

2 特殊標章の交付等

国民保護措置を実施するに当たって、国民保護法第158条第1項の規定に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、府知事（災害対策課長）に使用許可申請を行い適切に使用する。

第5節 関係機関との連携

府知事（府対策本部）及び市町村長（市町村対策本部）などの関係機関と緊密に連携し、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に努めるものとする。なお、国民保護措置を実施するため特に必要がある場合は、府知事又は市町村長に対して応援を求めるものとする。



《図：関係機関相互の連携協力／府計画 P65 改編》

第6節 住民等への情報提供

武力攻撃事態等においては、企業団水道事業における「施設の被害状況」、「送・配水状況」等の情報をホームページ等の広報媒体を活用して、住民等に対し適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第7節 警報又は避難措置の指示等の伝達

府知事から警報の内容、武力攻撃災害緊急通報等について通知を受けた場合等において、第2章第4節に定めるところにより、企業団内部における迅速かつ確実な伝達を行うものとする。

第8節 武力攻撃災害への対処措置等

1 情報の収集等

企業団は、関係機関と連携して、武力攻撃災害の発生日時、場所又は地域、被害の状況等の情報を収集するとともに、企業団の水道施設に関する武力攻撃災害への対処の状況等について、必要に応じて府対策本部に報告するものとする。

2 武力攻撃災害への対処措置の実施

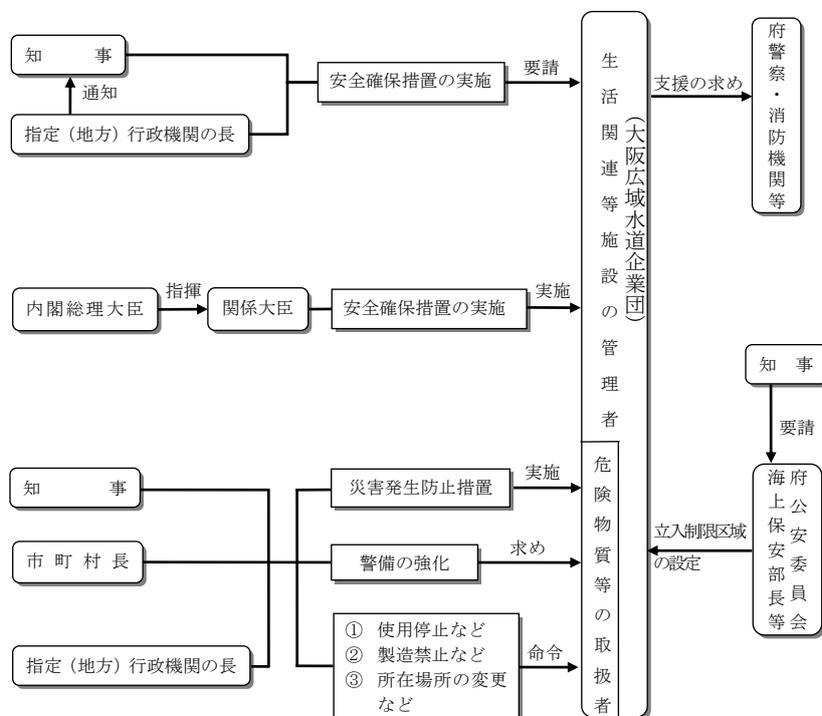
(1) 武力攻撃災害への対処措置

企業団は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、府知事から施設の安全の確保のための必要な措置を講ずるよう要請を受けた場合は、その要請に基づき、職員等の安全を確保した上で、施設の巡視等の安全確保措置を講ずるものとする。また、要請がない場合においても、自主的な判断に基づき、施設の安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 生活関連等施設の安全確保への対処措置

企業団が管理する施設の内、次の施設については、国民保護法第 102 条及び同施行令第 27 条第 3 項における生活関連等施設に該当する。

このため、府知事から生活関連等施設への安全確保の要請があった場合は、必要に応じて「生活関連等施設であり、府知事の要請によること」を府警察及び消防機関等に伝えて支援を求めるものとする。



《図：生活関連等施設の安全確保／府計画 P110 改編》

生活関連等施設（大阪広域水道企業団）

- | | | |
|-------------|------------------|-------------|
| 1) 村野浄水場 | 11) 千里浄水池 | 21) 狭山ポンプ場 |
| 2) 磯島取水場 | 12) 北部第1（彩都）ポンプ場 | 22) 泉佐野ポンプ場 |
| 3) 庭窪浄水場 | 13) 北部第2（佐保）ポンプ場 | 23) 泉北浄水池 |
| 4) 三島浄水場 | 14) 北部第3（泉原）ポンプ場 | 24) 泉南浄水池 |
| 5) 万博公園浄水施設 | 15) 多留見浄水池 | |
| 6) 一津屋取水場 | 16) 四條畷ポンプ場 | |
| 7) 小野原ポンプ場 | 17) 枚岡ポンプ場 | |
| 8) 郡家ポンプ場 | 18) 藤井寺ポンプ場 | |
| 9) 高槻ポンプ場 | 19) 美陵ポンプ場 | |
| 10) 奈佐原浄水池 | 20) 富田林ポンプ場 | |

国民保護法

（生活関連等施設の安全確保）

第二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - 二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
- 2～8 （略）

国民保護法施行令

（生活関連等施設）

第二十七条 法第二条第一項 の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 （略）
 - 二 （略）
 - 三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項の水道事業又は同条第四項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため一日につき十萬立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 四～十 （略）

第9節 NBC攻撃による災害への対処措置等

1 応急措置の実施

企業団は、NBC攻撃により施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該施設の被害状況等に応じて、当該施設及びその影響を受け、又は受けるおそれがある地域に対して、NBC攻撃による被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

2 汚染原因に応じた対応

企業団は、原水及び浄水がNBC攻撃により汚染された場合、自主的な判断に基づき必要な措置を講ずるものとする。また、必要な措置を講じた場合は、関係機関に対して、その旨を報告するものとする。

なお、府知事から取水、浄水処理及び送配水について、制限又は停止等の要請があった場合も、その要請に基づき必要な措置を講ずるものとする。

※NBC攻撃とは、Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）による攻撃のことをいう。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

- 1 企業団は、武力攻撃災害が発生した場合においては、職員等の安全を確保した上で、被害を受けた施設の緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止に努め、応急の復旧のための措置を講ずるものとする。
- 2 応急の復旧に当たっては、被害を受けた施設について、被害の状況、周辺地域の状況等を勘案した復旧計画を作成し、迅速な復旧を行うものとする。
- 3 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たり、自らの要員、資機材等での確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置について、大阪府又は市町村等に対して支援を要請するものとする。

第5章 緊急処理事態への対処

第1節 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うものとする。